

# 滋賀県の公文書館機能の整備

稲葉 千帆

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室

## 1. はじめに

滋賀県は戦災や自然災害の影響を受けなかったこともあり、明治期以降の公文書が良好な状態で残されています。これらの文書は県庁内の文書庫で保存され、学術研究や市町史の編纂などに事実上用いられてきました。しかし、取り扱いの根拠が明確でなく、また、利用者へのサービスの面でも不十分でした。

近畿府県で唯一の公文書館未設置県と言われ、公文書館法の趣旨からも新たに設置することが望ましいのですが、財政状況などから実現は困難でした。こうした状況の下、平成18年11月に滋賀県公文書保存活用検討懇話会の提言が知事あてに提出されたことを受け、平成20年6月、県民情報室内に開設したのが「県政史料室」です。

県民情報室は文書管理と情報公開を所管し



県政史料室の室内

稲葉 千帆 (いなば ちほ)

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室  
主査



文書庫の内部

ています。県民情報室のある滋賀県庁新館の一角は別名「公文書センター」といい、後述するように文書庫および情報公開の窓口として建てられていました。ここに県政史料室を設けて閲覧機能を充実させることで、公文書館としての機能を果たせると考えられたのです。

県政史料室のある場所は、他課が執務室としていた場所の壁を取り払って県民情報室と一続きにしたものです。120平方メートルの室内をカウンターで仕切り、閲覧者用のエリアには、史料の閲覧や撮影を行う閲覧席24席と、展示のためのスペースを設けています。執務室を改装しただけの小さな空間ですが、明るく開放感にあふれ、春には満開の桜、秋には紅葉が目を楽しませてくれます。

県政史料室で取り扱っている文書は、滋賀県で「歴史的文書」と呼んでいるものです。これは、明治期から昭和戦前期までの永年保存の公文書9,098簿冊で、簿冊目録（『行政文

書総簿冊目録』) および件名目録が作成されています。通常の公文書とは取扱いを区別し、専門の職員が史料の管理や利用相談などを行っています。

## 2. 県政史料室の開室まで

### 2.1 公文書センターの竣工

滋賀県では昭和63年4月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を施行して情報公開制度を開始しましたが、その前提として「公文書センター」を建設、昭和62年に竣工しました。当時の記録によれば「情報公開の殿堂」として期待され、「案内・提供・保存」を一元的に行う、滋賀県の情報公開制度の拠点と位置づけられていました。

公文書センターは県庁新館に接続した7階建ての建物で、1階及び4階～7階が文書庫、2、3階が県民情報室となっています。

書庫部分は温湿度管理され、文書保存箱(322×415×315ミリメートル)約5万箱が収容可能です。主に本庁所属の文書を保存しています。2階は県民向けの閲覧室です。県刊行物などの行政資料と統計資料を配架しており、公文書公開請求の窓口にもなっています。3階は県民情報室の執務室で、職員が保存文書の借覧を行う場所でもあります。

### 2.2 滋賀県公文書保存活用検討懇話会

公文書センターの竣工当時、滋賀県庁に残されていた永年保存文書は、文書庫7階の一角に納められ、集中管理されることになりました。その数は、明治期から昭和戦前期までの永年保存文書が9,098簿冊、戦後(昭和)期の永年保存文書が約11,000簿冊にのぼります。

明治期から昭和戦前期までの文書には、旧藩県引継書類、郡役所文書、琵琶湖疏水関係文書、大津事件関係文書などが含まれ、日本の近代史や地域史を語る上で貴重な史料となっています。

戦後(昭和)期の文書には、在日米軍用地関係文書や引揚援護に関する記録、災害救助を記録した資料など、県の重要施策、事件等に関する公文書等で、歴史的・文化的に価値のあるものが多く含まれています。

明治期から昭和戦前期までの文書については、県民情報室で十数年をかけて件名目録を作成してきましたが、あまり日の目を見ることがありませんでした。行政の説明責任の観点からも、早急に閲覧しやすい環境を整え、利用に供することが必要でした。

そのため、平成18年度に「滋賀県公文書保存活用検討懇話会」を組織してこれらの課題を検討しました。平成18年11月にまとめられた提言では、次のことが述べられました<sup>1</sup>。

- 1) 明治から昭和戦前期までの永年保存文書を「歴史的文書」と位置づける
- 2) 歴史的文書の価値を県民や職員に広く認識してもらうための取り組みを行う
- 3) 歴史的文書の管理・閲覧について必要な規程を定める
- 4) 保存期間を満了した文書についても、歴史的価値が生ずると思われるものを選別保存し、目録の整備を行い閲覧に供する

### 2.3 「県政史料室」の開室

懇話会の提言を受け、平成19年度に「歴史的文書の閲覧等に関する要綱」等を制定し、歴史的文書の閲覧や複写、撮影などの手続きを定めました。なお、制定にあたっては、滋賀県情報公開審査会及び滋賀県個人情報保護審議会に意見を求め、適当であるとの答申をいただきました。

人員面でも、歴史的文書を専門に扱う職員

<sup>1</sup> 「滋賀県公文書保存活用検討懇話会提言」の全文は滋賀県ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.shiga.jp/b/kemmin-j/rekisi-teki-bunsho/index.html>)



県政史料室オープン時の光景  
(絵図の説明をしているのは嘉田由紀子知事)

を増員しました。利用サービスを行う場として、平成19年度末から平成20年度初めにかけて公文書センター3階の県民情報室を改装して備品類を整備し、平成20年6月に「県政史料室」をオープンすることができました。

### 3. 県政史料室の業務

#### 3.1 歴史的文書の利用・申請対応

現在、3名の職員が歴史的文書の閲覧等の対応や、レファレンスなどの業務に携わっています。申請のあった文書は公開の可否を検討し、さらに審査会を経るなどして提供しています。戦前の公文書であっても、歴史的文書に位置付けられていない場合もあり、そのときは、情報公開担当で条例に基づく公文書公開請求を案内しています。

電話等による利用相談、展示見学などを含む利用者数は、平成20年度で1,277人、平成21年度で1,785人となっています。

#### 3.2 目録の整備

県政史料室職員が、他の業務と兼ねて、目録作成作業を行っています。また、昨年度から、緊急雇用創出事業により目録作成専任の臨時職員を置くことができたため、急ピッチで作業を進めています。

##### 1) 歴史的文書件名目録の電子化

現在使用している歴史的文書の件名目録は

紙ベースで作成されています。検索などの利便性向上のため、電子データ化（エクセル形式）を進めています。

##### 2) 戦後（昭和）期の永年保存文書

戦後期の永年保存文書についても、歴史的に価値のある公文書を多数有しており、いずれこれらも「歴史的文書」に位置づけ、県政史料室で利用可能にしたいと考えています。戦後文書については簿冊目録のみが作成されており、件名目録の整備を急いでいます。

### 3.3 普及啓発

所蔵史料を活用した展示を年10回程度行っています。また、年1回、「シリーズ歴史的文書を考える」として、県庁内の会議室を利用して講演会を開催しています。今年度は琵琶湖疏水の開通から120年目に当たることから、滋賀県立図書館のデジタルアーカイブ



講演会当日の県政史料室1



講演会当日の県政史料室2

「今月のデジタルアルバム帳」や滋賀県文化振興事業団発行の『湖国と文化』での特集とも連携しながら、「『明治の大プロジェクト琵琶湖疏水』から学びとる」と題して開催しました。講演会は非常に盛況で、県政史料室の展示にも多くの方が足を運ばれ、疏水関係の公文書や当時の写真のデジタル画像などを閲覧されました。

講演会は職員向けの研修としても位置づけされており、歴史資料としての公文書の意義を考えてもらう機会としています。環境部門などから多数の職員に参加していただきました。

また、職員の啓発には、県民情報室で発行している庁内向け情報誌を活用しています。その時々展示文書などを取り上げ、「タイムトラベルコーナー」「歴史的文書を読んでみよう」の2つの連載で紹介しています。

### 3.4 廃棄文書の選別

本庁各課で発生した文書は、原則として、クローズ後1年間事務室で保管した後、文書庫で集中管理しています。文書庫保存期間が満了し、所管課が廃棄決定した文書は、一斉に搬出して溶解処分します。

廃棄作業は県民情報室の文書管理担当で行ってききましたが、平成19年度に「歴史的文書の収集保存に関する要領」を定め、廃棄対象文書の選別収集を始めました。

選別は県民情報室の全担当（文書管理、情



廃棄文書の搬出作業

報公開、県政史料室)が協働して行っています。所管課が廃棄決定した文書の「文書保存票」が県民情報室に提出されるので、それをもとに選別候補を抽出します。その後、文書庫内の現物を確認しながら選別を行い、選別文書は文書庫の別のエリアで保管します。

廃棄対象文書の現物を県民情報室で把握しているため、作業がスムーズに行えています。また、どの文書を残すべきかという選別の判断は悩むところだと思いますが、県民情報室の行政職員と県政史料室職員が協働して行えることは大きな利点だと考えています。

平成22年度は、廃棄対象文書から文書保存箱で11箱分を選別しました（総数2,891箱、選別率0.38%）。選別収集した文書を利用に供するまでの仕組みが未整備であり、今後の課題です。

### 4. おわりに

公文書の利活用を進めて行くには公文書館を設置することが望ましいと考えられますが、新たに公文書館を設置し、維持管理していくことには困難が伴います。貴重な史料を利用させていただくための環境を少しでも早く整えるために、滋賀県では、既存の公文書センターに閲覧機能を付加するという方法をとりました。

県政史料室を開設して2年が過ぎましたが、利用者も伸びており、当初の目的どおり機能していると思います。運営にはまだまだ試行錯誤の部分もありますが、県民情報室全体で協力して進めています。

そして、滋賀県に残された貴重な公文書を維持し、また、日々発生する公文書を後に伝えていくためには、県庁職員一人ひとりの意識が大切です。今後も県民情報室の全担当で、県民共通の財産である公文書の重要性を訴えていきたいと思っています。